

愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科

共同教科開発学専攻紀要発行要項

(目的)

第1条 この要項は、愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻（以下「本共同専攻」という。）の論文集の発行に関し必要な事項を定め、論文集の能率的かつ公平な発行に資するとともに、本共同専攻の研究活動の推進及び構成大学間の研究交流を図り、もって学術の向上に貢献することを目的とする。

(名称及び発行)

第2条 本研究科の論文集の名称は教科開発学論集とし、発行は、原則として年1回以上とする。

(掲載内容)

第3条 教科開発学論集は、原則として愛知教育大学大学院教育学研究科及び大学院教育実践研究科、静岡大学大学院教育学研究科の教員、本共同専攻の学生、本共同専攻に籍を置いたことがある者、及び本共同専攻で学位を取得した者の原著論文、研究ノート・資料を掲載する。

(編集委員会)

第4条 本共同専攻に教科開発学論集の編集及び発行のために、紀要編集委員会を置く。

(組織)

第5条 紀要編集委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本共同専攻の教員
- (2) 紀要編集委員会が必要と認めた者

(委員長)

第6条 紀要編集委員会に委員長及び副委員長を置き、前条第1項第1号に掲げる委員の中から、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(審議事項)

第7条 紀要編集委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

- (1) 投稿原稿の掲載に関すること。
- (2) 編集及び発行計画に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(議決)

第8条 紀要編集委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければ、これを決することができない。

(掲載の審査等)

第9条 投稿原稿の掲載は、紀要編集委員会が決定する。

- 1 原著論文の掲載は、3名以上のレフリーの審査に基づき、紀要編集委員会が決定する。
- 2 研究ノート・資料の掲載は、紀要編集委員会が決定する。
- 3 紀要編集委員会が必要と認めた場合は、本共同専攻以外の者にレフリーを委嘱することができる。
- 4 紀要編集委員会は、掲載予定の原稿について、執筆者との協議により内容の変更を求めることができる。
- 5 紀要編集委員会は、原稿の依頼を行うことができる。

(投稿)

第10条 投稿の要領については、紀要編集委員会が別に定める。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、教科開発学論集の紀要の発行に関し必要な事項は連絡協議会議長が別に定める。

附 則 (2012年4月26日規則)

1 この要項は、2012年4月26日から施行する。

附 則 (2012年5月30日規則)

1 この要項は、2012年5月30日から施行する。

附 則 (2015年5月27日規則)

1 この要項は、2015年5月27日から施行する。